

非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(犯本)第3号

平成29年4月21日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部長 印



平成29年4月14日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	①大阪府下のNシステム設置状況が分かる文書(最新版) ②Nシステムで得られた情報に関して保有個人情報開示請求があった場合の対応方法が書いてある文書(最新版)
公開しないことと決定した行政文書の名称	本件請求内容のうち、①に該当する文書
公開しない理由	大阪府情報公開条例第8条第2項第2号に該当する。 本件請求に係る行政文書については、大阪府下の自動車ナンバー自動読取システム(通称・Nシステム)の設置状況が記録されており、これらを公にすることにより、違法行為企図者をして、犯罪の実行を容易ならしめることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
担当所属等	大阪府警察犯罪抑止戦略本部 (府民応接センター情報公開室 電話 06-6943-1234 内線 25251)
備考	この決定は、本件請求内容のうち、①にかかる決定である。

受理番号 第59号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(府民)第54号

平成29年4月21日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部長 印



平成29年4月14日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	①大阪府下のNシステム設置状況が分かる文書(最新版) ②Nシステムで得られた情報に関して保有個人情報開示請求があった場合の対応方法が書いてある文書(最新版)
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部総務部府民応接センター (府民応接センター情報公開室 06-6943-1234 内線 25251)
備考	この決定は、本件請求内容のうち、②にかかる決定である。

受理番号 第59号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。